

様式 1 2

令和 8 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



水戸市六反田町 1136 番地 1
社会医療法人財団 古宿会
理事長 中川 裕司
電話 029-309-8600

決 算 届

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10 及び 11 は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号の要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後 3 月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）の変更登記が必要である。

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人財団 古宿会
① ☒ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県水戸市六反田町 1 1 3 6 番地 1
- (3) 設立認可年月日 昭和 4 0 年 1 2 月 1 8 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 4 0 年 1 2 月 1 8 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	中川 裕司	法人本部長
理事	小野 陸	小美玉市医療センター 名誉院長
同	大河内 信弘	水戸中央病院 管理者
同	湯沢 賢治	小美玉市医療センター 管理者
同	野口 良輔	水戸中央クリニック 管理者
同	佐藤 寿加	笠間中央クリニック 管理者
同	亀山 勝久	法人事務部 部長
監事	原 毅	原外科医院 院長
同	上甲 宏	上甲医院 院長
評議員	笹野 司	経営有識者 (岡村綜合法律事務所 弁護士)
同	空本 光弘	経営有識者 (空本会計事務所 公認会計士)
同	鈴木 重穂	高萩八幡宮 宮司
同	飯田 信之	医師 (飯田内科医院 院長)
同	中川 誠	カシオ計算機株式会社 開発本部統計開発統括部 部長
同	高浜 佐智子	元法人看護部 部長
同	鹿志村 さかい	元法人看護部 部長
同	古矢 典江	元法人看護部 部長

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

〔別 紙〕

様式 1

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	1 水戸中央病院	0810114249	茨城県水戸市六反田 町1136番地1	一般病床 65床 療養病床 88床 地域包括ケア病床 25床
	2 小美玉市医療 センター	0817410319	茨城県小美玉市中延 651番地2	一般病床 80床
診療所	1 水戸中央 クリニック	0810114777	茨城県水戸市柳町 1丁目15番1号	
	2 笠間中央 クリニック	0811610609	茨城県笠間市福原 3633番地3	
介護老人保健 施設	介護老人保健施 設ひまわり水戸	0850180100	茨城県水戸市百合が 丘町814番477	入所定員 100名 通所定員 45名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーションまこと	茨城県水戸市百合が丘町 814番477	
居宅介護支援事業所 ケアセンターまこと	茨城県水戸市百合が丘町 814番477	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

〔別 紙〕

様式 1

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|--------------------|--|
| 令和 7 年 4 月 1 0 日 | 令和 7 年度における借入金額最高限度額増額承認の件
物価高騰対応支援資金の借入の件 |
| 令和 7 年 6 月 2 8 日 | 令和 6 年度事業報告、決算報告及び利益金処分案承認の件
新理事の選任の件 |
| 令和 7 年 1 2 月 1 0 日 | 令和 7 年度中間決算報告 |
| 令和 8 年 3 月 2 8 日 | 令和 8 年度事業計画及び収支予算案承認の件
令和 8 年度における借入金額最高限度額承認の件 |

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) そ の 他

該当なし

様式 2

法人名 社会医療法人財団 古宿会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県水戸市六反田町 1 1 3 6 番地 1

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	6,668,404 千円
2. 負 債 額	6,614,203 千円
3. 純 資 産 額	54,201 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,284,039
B 固 定 資 産	5,384,365
C 資 産 合 計 (A + B)	6,668,404
D 負 債 合 計	6,614,203
E 純 資 産 (C - D)	54,201

(注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
2. 本様式は、法第 5 1 条第 2 項の医療法人が使用する様式である。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3

法人名 社会医療法人財団 古宿会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県水戸市六反田町1 1 3 6 番地1

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,284,039	I 流 動 負 債	2,208,094
現金及び預金	437,343	買掛金	195,974
事業未収金	747,916	未払金	486,560
未収金	27,361	短期借入金	807,000
棚卸資産	71,007	一年以内返済長期借入金	481,271
立替金	552	一年以内リース債務	60,172
前払費用	4,772	預り金	1,153
貸倒引当金	△ 4,912	従業員預り金	24,210
		未払費用	53,828
II 固 定 資 産	5,384,365	入院保証金	7,914
1 有形固定資産	5,031,129	未払法人税等	252
建物	4,107,775	賞与引当金	78,392
構築物	125,592	未払消費税	11,368
医療用器械備品	90,799		
その他の器械備品	26,109	II 固 定 負 債	4,406,109
車両及び船舶	10,488	長期借入金	4,243,194
土地	524,965	退職給付引当金	40,421
リース資産	134,841	役員退職慰労引当金	47,825
その他の有形固定資産	10,561	一年超リース債務	74,669
2 無形固定資産	93,003		
借地権	35,858	負債合計	6,614,203
ソフトウェア	51,393		
電話加入権	3,584	純資産の部	
水道施設利用権	2,168	科 目	金 額
3 その他の資産	260,233	I 積立金	
出資金	8,115	設立等積立金	50,000
有価証券	1,100	繰越利益積立金	4,201
長期貸付金	43,324		
差入保証金	10,880		
生命保険積立金	133,154		
敷金	2,434		
長期前払費用	30,371		
その他の固定資産	30,854	純資産合計	54,201
資産合計	6,668,404	負債・純資産合計	6,668,404

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。
4. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

様式 4

法人名 社会医療法人財団 古宿会 ※医療法人整理番号
所在地 茨城県水戸市六反田町 1 1 3 6 番地 1

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,103,340
2 事業費用	5,075,500	
(1)事業費		
(2)本部費		5,075,500
本来業務事業利益		27,840
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		27,285
2 事業費用		66,884
附帯業務事業損失		39,599
事業損失		11,759
II 事業外収益		
受取利息	1,142	
補助金収入	229,888	
その他の事業外収益	51,345	282,375
III 事業外費用		
支払利息	82,975	
その他の事業外費用	161,562	244,537
経常利益		26,079
IV 特別利益		15
V 特別損失		
		5,386
税引前当期純利益		20,708
法人税・住民税及び事業税		252
当期純利益		20,456

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
3. 本様式は、法第 5 1 条第 2 項の医療法人が使用する様式である。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人財団 古宿会
理事長 中川 裕司 殿

私たちは、社会医療法人財団古宿会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 17 日

社会医療法人財団 古宿会

監事 住所 水戸市東台 1-12-1

氏名 原 新 印

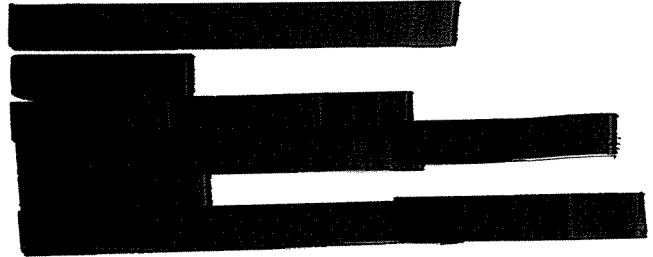
監事 住所 水戸市本町 3-1-22

氏名 上 甲 高 印

独立監査人の監査報告書

令和8年6月10日

社会医療法人財団 古宿会
理 事 会 御 中



監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人財団古宿会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これ

には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上